

主要論点一覧

林野庁 森林管理局

国家存立や国土保全に関する国有林野については国、それ以外の国有林野は地方としてはどうか。

その場合、

- ① 国有林野を機能別に分けてはどうか（例えば、国が担うべき林野を「水土保持林」に限定し、その他の自然維持タイプなどの国有林野と民有林に関する事務を地方に移管する等）
- ② 人工林の整備、販売等の業務は廃止・民営化してはどうか。

水産庁 漁業調整事務所

国に残す事務は「外国船の指導・取締」に限定し、その他の取締事務、漁業の許可・指導などは地方に移管すべきではないか。

また地方に移管された場合

- ① 事務執行のための広域連携体制
- ② 紛争解決や利害調整のための体制
- ③ 国際問題化した場合の対応

をどうするか。

地方農政局

以下のとおり事務を仕分けすべきではないか。

- ・ 国に残す事務は、災害関係に関する事務など 4 事務
- ・ 廃止・民営化すべき事務は農林統計に関する事務など 17 事務
- ・ 地方に移管すべき事務は J A S 法に基づく立ち入り検査など 30 事務

特に以下の 3 点については次のとおり扱うこととしてはどうか。

- ① 「農地・水・環境保全対策」など現金給付型の事務については、市町村の事務負担が増えるが、地方へ移管をする。
- ② 信用農業協同組合連合会（信連）などに対する監督のうち金融検査は、国の金融監督行政と密接に関連することから国に残す。
- ③ 生産調整に関する事務については、国の役割を制度設計や都道府県別の生産数量目標の策定等に限定する。

地方航空局

「航空行政は原則として国に残す」とする点についてどうか。

空港一覧の国管理空港 20 港の整備・管理について、国の事務のスリム化と地方活性化の観点から少なくとも特定地方管理空港へ移す道筋は残しておくべき、とする点についてはどうか。

国管理空港 20 港

羽田（東京都）、
新千歳、稚内、釧路、函館（北海道）、
仙台（宮城県）、新潟（新潟県）、伊丹（大阪府）、
広島（広島県）、高松（香川県）、松山（愛媛県）、
高知（高知県）、福岡、北九州（福岡県）、長崎（長崎県）、
熊本（熊本県）、大分（大分県）、宮崎（宮崎県）、
鹿児島（鹿児島県）、那覇（沖縄県）

道筋は残す

特定地方管理空港

地方運輸局

「鉄道等に関する許認可・監督」や「外国船舶の監督」など「広域的な対応や連携を必要とする事務については、引き続き国で行うことを検討すべき」としているが、この点はどうか。

地方環境事務所

原則として全ての事務を地方移管とすべきではないか。
（国に残すべき事務はない）

全国または複数都道府県にまたがる広域的な事業を実施している事業者の監督等の事務について、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。

環境省（本省）や他省庁との連携をどのように図るか。

* 例えば廃棄物の輸出入に関する業務